

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 1 5 日

島根県宍道湖流域下水道事務所長
柳 楽 弘 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
宍道湖流域下水道（宍道湖西部浄化センター）運転管理
脱硫剤交換及び収集運搬業務委託
- (2) 業務内容
 - ・消化ガス設備に付設する No.2 脱硫塔内の脱硫剤の交換
 - ・使用済みの脱硫剤の収集運搬脱硫剤交換数量：6,000 k g
その他は入札説明書及び仕様書のとおり。
- (3) 委託期間
契約日の翌日から令和 8 年 1 2 月 1 8 日
- (4) 業務場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ア．親会社と子会社の関係にある場合
イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
ただし、(1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
 - 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。
その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 14 条第 1 項に定める「産業廃棄物収集運搬業」の許可を島根県知事より受け下記の事項を満たす者であること。
- ア．「島根県産業廃棄物処理業者名簿」に登録されている者。
 - イ．許可証に記載の「許可の有効年月日」が令和 8 年 1 月 18 日以降であること。ただし、業務期間中に有効期限がくる場合は、更新を行うことが確実な者であること。
 - ウ．許可証に「1. 事業の範囲」の「産業廃棄物の種類」に「汚泥」が記載されていること
- (10) 本社（本店）を島根県内に有すること。
- (11) この入札に係る入札説明書において示す「入札参加資格確認申請書」を指定期日までに提出した者であって、入札に参加する資格があることの確認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書等の問合せ先

〒690-0023 島根県松江市竹矢町 1444 番地
(宍道湖東部浄化センター 管理本館 3 階)
島根県宍道湖流域下水道事務所 業務課
電話 0852-37-0216

(2) 入札説明書及び仕様書

入札説明書及び仕様書は、本公告の日から令和8年9月28日（月）までの間、島根県宍道湖流域下水道事務所のホームページからダウンロードしてください。

(3) 入札説明会 実施しません。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア. 日 時 令和8年10月1日（木） 11時00分

イ. 場 所 島根県松江市竹矢町 1444 番地
宍道湖東部浄化センター 管理本館 3階 小会議室

ウ. 開 札 即時開札します。

エ. その他 FAX及び郵便による入札は認めません。

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付してください。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(5) 入札の無効

島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

要します。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内であって最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(8) 再度入札

ア. 開札の結果、落札者がいない場合は、開札日において、直ちに再度入札を行うこととします。

イ. 再度入札は2回までとします。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（入札実施所属を記載）に報告するとともに警察に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。

(10) その他

詳細は、入札説明書によります。